



分野別のご案内

施設案内

各種申請

調査・統計

職員募集

問合せ

現在のページ 東京都保健医療局 &gt; 医療政策 &gt; 医療・保健施策 &gt; 東京都保健医療計画関連事項 &gt; 紹介受診重点医療機関

## 紹介受診重点医療機関

### 制度趣旨について説明

#### 紹介受診重点医療機関とは

原則として、**かかりつけ医等からの紹介状を持って受診をする医療機関**であり、より専門的な検査や治療を重点的に行います。

紹介受診重点医療機関を受診される際には、まず身近なかかりつけの医療機関を受診していただき、専門的な検査や治療が必要と判断された場合に、紹介状を持って受診いただくようお願いします。

これにより、**かかりつけの医療機関と紹介受診重点医療機関の役割分担**が明確になり、医療機関の混雑緩和やスムーズな受診につながることを期待されます。



※画像をクリックすると詳細がご覧いただけます。

- 紹介状を持たずに、紹介受診重点医療機関を受診した場合、医療費の一部負担金（3割負担等）とは別に、「特別の料金」がかかる場合があります。

📄 「特別の料金」（厚生労働省）

### 紹介受診重点医療機関の一覧を掲載

#### 東京都内の紹介受診重点医療機関

医療機関が報告した「外来機能報告」の結果をもとに、「地域医療構想調整会議」において協議が整った医療機関を、「紹介受診重点医療機関」として公表しました。

📄 紹介受診重点医療機関一覧（令和5年8月1日公表）（PDF：545KB）

#### 都民の皆様へ

## 受診の流れのイメージを図示

- 医療機関の機能・役割分担に応じた受診をお願いします。



厚生労働省リーフレット

- 「医療機関へのかかり方」 参考情報
- 「知って安心 暮らしの中の医療情報ナビ（大人編）」
- 上手な医療のかかり方（厚生労働省）

## 想定される質問について記載

### よくあるご質問

**Q1 紹介状を持たずに紹介受診重点医療機関を受診した場合にかかる「特別の料金」は、いくらぐらいですか。また、救急等で受診した場合にも、「特別の料金」は、かかりますか。**

A1 「特別の料金」は、下表以上の金額で、各医療機関（一般病床200床以上を有する病院に限る）が定めています。具体的な金額は、医療機関にお問合せください。  
救急や公費負担医療（医療費助成）など、「特別の料金」がかからない場合もあります。  
詳細は、下記リンク（厚生労働省リーフレット）を御覧ください。

#### 【国が定める「特別の料金」の最低額】

初診	医科	7,000円以上
	歯科	5,000円以上
再診	医科	3,000円以上
	歯科	1,900円以上

- 「特別の料金」（厚生労働省リーフレット）

**Q2 特定機能病院（大学病院本院など）や地域医療支援病院も、かかりつけの医療機関からの紹介状を持った受診に重点をおいていますが、紹介受診重点医療機関とは、何が違うのですか。**

A2 特定機能病院や地域医療支援病院は、病院の持つ機能に基づき承認されています。一方、紹介受診重点医療機関は、医療資源を重点的に活用する外来機能に着目した制度です。  
紹介受診重点医療機関には、多くの特定機能病院や地域医療支援病院が含まれるほか、特定機能病院等以外の病院・診療所もあります。

**Q3 どのような協議をして、「紹介受診重点医療機関」を公表したのか、教えてください。**

A3 外来機能報告に基づき、医療機関の意向や医療資源を重点的に活用する外来に関する基準（初診に占める割合40%以上かつ再診に占める割合25%以上）等を基に、二次保健医療圏ごとの地域医療構想調整会議で協議を行い、協議が整った医療機関を公表しました。

- ▶ [令和5年度第1回東京都地域医療構想調整会議リンク](#)

### その他「紹介受診重点医療機関」に関連する情報

## 国のホームページや外来機能報告、東京都医療機関案内サービス等へのリンクを掲載

 ■ 紹介受診重点医療機関の概要（厚生労働省）

 ■ 紹介受診重点医療機関（厚生労働省）

※各都道府県の紹介受診重点医療機関やリーフレット・ポスター等が掲載されています。

 ■ 外来機能報告（厚生労働省）

 ■ 病床機能報告・外来機能報告（東京都）

 ■ 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」

※紹介受診重点医療機関を検索できます。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Readerが必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader のダウンロードへ](#)

## お問い合わせ

このページの担当は [医療政策部](#) [医療政策課](#) です。

[ページの先頭へ戻る](#)

[お問い合わせ](#)

[サイトポリシー](#)

[個人情報保護基本方針](#)

東京都保健医療局：〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 電話：03-5321-1111(都庁代表)

Copyright © Bureau of Public Health, Tokyo Metropolitan Government. All Rights Reserved.